

第1章 子どもの権利の普及啓発と学習支援

1 主な取組
<p>1 子どもの権利の普及啓発と学習支援 [子ども総合プラン第1章1]</p> <p>子どもや大人に対して、子どもの権利の普及を図るため、広報あおもりや市ホームページ等を活用し、広報活動を実施するとともに、小・中学校での子どもの権利に関する出前講座の実施やPTAなどの研修会への講師派遣を行い、子どもの権利に関する学習機会の充実を図ります。</p> <p>子どもの権利について、全ての児童生徒の理解を深めるため、「青森市子どもの権利条例」を分かりやすくした教材を活用し、指導します。</p> <p>「青森市子どもの権利条例」に定める「青森市子どもの権利の日」（11月20日）において、この日にふさわしい活動として、子どもと大人がともに子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供します。</p>

2 令和2年度の取組状況
<p>1 子どもの権利の普及啓発と学習支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利条例普及啓発リーフレットの配付：1回(R元:1回) 子どもの権利に関するパネル展の開催：1回(R元:1回) 市PR動画の作成：1回 ※R2年度から 子どもの権利擁護委員による子どもの権利に関する出前講座の実施：5回(R元:15回) 子どもの権利について適切に学び理解するための取組として、教育委員会と連携し「青森市子どもの権利の日」に合わせ、市内小・中学校において子どもの権利の理解を深める活動を実施。

目標とする指標	指標の説明	単位	現状値	R元年度実績値	R2年度実績値	R5年度目標値	達成状況
「子どもの権利」普及啓発に関する講座の実施回数	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校PTAや家庭教育学級等での講座回数（大人対象） 小・中学校の児童生徒への講座回数（子ども対象） 	回	5 (H26年度)	15	5	20	25.0%

3 課題・今後の方向性
<p>1 子どもの権利の普及啓発と学習支援</p> <p>子どもの権利については、学校を通じた周知により、多くの子どもたちや保護者に認知されていると思われませんが、保護者以外の大人にはあまり知られていないと考えられることから、引き続き、学校・家庭・地域・関係機関への周知として、小・中学校長会や家庭教育学級説明会等に対する周知活動を行い、大人が子どもの権利を学習する機会の充実に向け取り組みます。</p> <p>また、子どもの権利を大切にする意識向上のため、引き続き教育委員会と協力して、市内全小・中学校において子どもの権利の理解を深める学習活動を実施します。</p>

第2章 子どもの育ちへの支援

1 主な取組	
1	思いやりの心の醸成 [子ども総合プラン第3章5] 児童館を拠点として親子及び世代間交流を行う母親クラブや、保育所等での世代間交流事業を支援します。また、子どもが参加できるボランティア活動を推進します。
2	子どもの体験活動の充実 [子ども総合プラン第3章5] 自然体験や科学的な体験、異文化交流体験など、様々な子どもの体験活動の充実を図るほか、子どもの体験活動を支援する青森市子ども会育成連絡協議会に対する支援に取り組みます。
3	子どもの居場所づくり [子ども総合プラン第3章5] 児童館、学校施設、市民センター、公民館、福祉館、認定こども園・幼稚園・保育所などを効果的に活用し、子どもの居場所づくりを推進するほか、放課後子ども総合プランの推進などに取り組みます。
4	子どもの自主的な活動の促進 [子ども総合プラン第3章5] 子どもが自らのことを考え、交流・創造する機会を創出できるよう、子ども自身によるネットワークづくりを検討するほか、子どもの活動を支援する指導者、ボランティアの育成・確保に努めます。
5	子どもの読書活動の推進 [子ども総合プラン第3章5] 児童館や放課後児童会など、身近な場所でのおはなし会や読み聞かせの実施による読書機会の推進、館外貸出、司書派遣による読書環境の整備・充実を図ります。
6	子どもの意見表明・参加の促進 [子ども総合プラン第1章2] 子どもに関わる施策の推進に直接子どもが参加できるよう「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」などで子どもに関する施策を審議する際に、「青森市子ども会議」の参加を促すなど、活動の場を増やします。

2 令和2年度の取組状況	
1	思いやりの心の醸成 ・母親クラブへの活動補助 クラブ数:15(R元:15) 会員数:721人(R元:844人) 参加者数:8,557人(R元:9,215人) ・世代間交流 老人福祉施設の訪問など世代間交流事業を実施した保育所等:21箇所(R元:49箇所) ・高校生以下の体験ボランティア参加者数:99人(R元:266人)
2	子どもの体験活動の充実 ・少年ものづくり・科学体験事業 ものづくり教室及びサイエンス教室の動画配信を実施 ・外国語指導助手等による学校訪問:1,907回(R元:2,773回) ※R2年度は学校訪問に加え、ALTが作成した動画の無料配信及びZOOMを使用したALTとのグループトークを実施 ・グローバル人材育成事業参加児童数:30人(R元:20人)
3	子どもの居場所づくり ・児童館等:21箇所(R元:21箇所) 利用者数:167,117人(R元:193,758人) ・保育所:54施設(R元:54施設) 認定こども園:47施設(R元:47施設) 幼稚園:12施設(R元:12施設) 地域型保育事業所:9施設(R元:7施設) ・放課後児童会:36小学校区(R元:37小学校区) 50箇所(R元:54箇所) ・放課後子ども教室:43小学校区(R元:45小学校区) 参加者数:延べ 17,228人(R元:延べ55,421人) ・市民センター講座(小学生対象) 参加者数:延べ2,881人(R元:延べ7,677人)
4	子どもの自主的な活動の促進 ・地域の子どもの会活動の充実を図るため青森市子ども会育成連絡協議会への活動支援を実施 ・スポーツ推進委員による各種スポーツに関する指導・助言活動回数:349回(R元:1,118回) ・青森市子ども会議:小学生4名[新規1,継続3] 中学生:6名[新規1,継続5] 高校生:19名[新規7,継続12] (R元:小学生5名[新規4,継続1] 中学生:9名[新規3,継続6] 高校生:14名[新規6,継続8])
5	子どもの読書活動の推進 ・放課後子ども教室における読み聞かせの実施箇所数:9箇所(R元:22箇所) ・放課後児童会におけるおはなし会・読み聞かせ実施回数:50回(R元:51回) ・移動図書館巡回数:41箇所、124回(R元:41箇所、136回) ・司書による授業支援(読書啓発、調べ学習の支援)の実施校数:27校(R元:31校)
6	子どもの意見表明・参加の促進 ・子ども会議委員による子どもの権利の保障に関する行動計画のフォローアップに対する市への意見提案:1回(R元:1回) ・子ども会議委員による子ども会議活動報告会の開催:2回(R元:0回) ・子ども会議委員による市PR動画の作成:1回 ※R2年度から

目標とする指標	指標の説明	単位	現状値	R元年度実績値	R2年度実績値	R5年度目標値	達成状況
児童館利用者数	子どもの活動機会の充実のため、様々な活動を行っている児童館の利用者数	人	214,482 (H29年度)	193,758	167,117	214,482	77.9%
青森市子ども会議委員の意見表明回数	子どもの意見を表明する場である「青森市子ども会議」の表明機会のイベント等実施回数	回	3 (H29年度)	4	3	4	75.0%

3 課題・今後の方向性	
1	思いやりの心の醸成 思いやりの心の醸成のため、世代間交流事業を引き続き支援するほか、子どもの体験ボランティア活動の推進に取り組みます。
2	子どもの体験活動の充実 子どもにとって、創造性豊かで柔軟な思考を育む機会や、国際化に対応できるグローバルな人材を育成するための体験は非常に貴重なものであることから、多様な体験活動を引き続き実施します。
3	子どもの居場所づくり 子どもの居場所の確保に向け、放課後児童会・放課後子ども教室の開設に努めるほか、保育所等における世代間交流・異年齢児童交流を実施します。
4	子どもの自主的な活動の促進 地域の子どもの会活動や子ども会議での活動を通じ、子ども自身の主体的な活動の推進を図るとともに、教育活動推進員、子どもの運動を支援するスポーツ推進委員等、子どもの活動を支える人材の確保・スキルアップに取り組めます。
5	子どもの読書活動の推進 市民図書館をはじめ児童館・市民センター・保育所等でのおはなし会や読み聞かせの実施及び絵本の特別貸出等により子どもの読書活動を推進するとともに、移動図書館による巡回や図書館司書による授業支援等、読書環境の充実に取り組みます。
6	子どもの意見表明・参加の促進 子どもの自主性を尊重し、主体的に意見を表明できる機会を確保するため、引き続き、1年間の成果を発表する「活動報告会」の開催及び市PR動画の作成などのほか、新たに他都市とのオンライン交流を実施します。

第3章 保護者への支援

1 主な取組
<p>1 乳幼児期の教育・保育の充実 [子ども総合プラン第2章2] 青森市子ども・子育て支援事業計画に基づき、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとともに、待機児童の発生防止のため、教育・保育の量の見込みに対応した提供体制を確保します。また、保育教諭・幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修を実施するなど、乳幼児期の教育・保育の質的向上を図ります。</p> <p>2 子育ての経済的負担の軽減 [子ども総合プラン第2章2] 保育料軽減対策等の継続や、国の制度に基づく各種手当の適切な支給を実施するほか、低所得世帯に対し、保育料以外の日用品や文房具等の購入費用や行事参加費用等の一部を補助します。</p> <p>3 地域全体で子育てを支える環境づくり [子ども総合プラン第2章3] あおもり親子はぐくみプラザ（令和元年度まで「子ども支援センター」）と地域子育て支援センターが中心となり、認定こども園・幼稚園・保育所などとの地域のネットワークの構築を進めるなど、子育て支援のネットワークづくりを行うとともに、あおもり親子はぐくみプラザなどでの各種講座の開催や、子育て中の親同士の交流の場を設けるなど、子育て相談、親子交流の場を提供します。</p>

2 令和2年度の取組状況
<p>1 乳幼児期の教育・保育の充実 ・待機児童の発生防止 児童福祉施設整備費補助金交付決定施設数：1箇所(R元:1箇所) ・教育・保育の質の向上 青森市私立幼稚園協会開催の研修回数：13回(R元:12回) 教育・保育施設職員研修開催回数：3回(R元:8回)</p> <p>2 子育ての経済的負担の軽減 ・保育料軽減率（国基準比）：23.41%軽減(R元:31.67%軽減) 軽減対象者数：29,683人(R元:59,533人) ・子どもへの医療費助成額計：681,235千円(R元:866,207千円) 受給者数：延べ25,661人(R元:延べ26,501人) ・児童手当支給額計：3,332,850千円(R元:3,456,010千円) 児童手当支給人数：延べ304,806人(R元:延べ315,213人) ・実費徴収額補足給付事業補助金申請者数：2人(R元:11人)</p> <p>3 地域全体で子育てを支える環境づくり ・子育て支援のネットワークづくり 子育てひろば開催回数：6回(R元:30回) 各地区社会福祉協議会毎の地区カルテ作成 ・交流の場の提供 あおもり親子はぐくみプラザ利用者数：11,637人(R元:10,654人) 地域子育て支援センター利用者数：7,793人(R元:15,334人) つどいの広場「さんぽぼ」利用者数：10,502人(R元:28,932人)</p>

目標とする指標	指標の説明	単位	現状値	R元年度実績値	R2年度実績値	R5年度目標値	達成状況
待機児童数	待機児童数が一番多い月の人数	人	72 (H29年度)	0	0	0	目標値達成

3 課題・今後の方向性
<p>1 乳幼児期の教育・保育の充実 乳幼児期の教育・保育については、青森市子ども・子育て支援事業計画に基づき、認定こども園・幼稚園・保育所等による教育・保育や病児保育・一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業に取り組んだ結果、令和2年度も年間を通じて待機児童ゼロを達成しており、今後も需要に応じた教育・保育の提供体制を確保していきます。 また、幼稚園教諭や保育士等を対象とした研修会の実施等により教育・保育の質の維持・向上に取り組むとともに、保育所等における保育料の独自軽減等、子育ての経済的負担の軽減に引き続き取り組みます。</p> <p>2 子育ての経済的負担の軽減 国の制度に基づく各種手当の支給に加え、保育所等の保育料の独自軽減や、妊産婦・子どもへの医療費助成等の取組を継続します。低所得世帯を対象とした実費徴収額補足給付事業については、利用者が少ないことから、保育所等に対して実施要綱を配付するなど、事業の周知を図り利用者の増加を目指します。</p> <p>3 地域全体で子育てを支える環境づくり 地域子育て支援連絡協議会や地区連絡会の開催等により、地域における子育てネットワークの充実に努めるとともに、地域住民が子育て等の自分の活動できる分野ごとに地域福祉を支える地域福祉サポーターの増加を目指します。 また、「子育てひろば」については、引き続き、あおもり親子はぐくみプラザ、市内6箇所の地域子育て支援センター、つどいの広場「さんぽぼ」において親子交流等の場を提供し、子育て相談や親子交流等の機会の確保に努めます。</p>

第4章 特に支援が必要な子どもや家庭への支援

1 主な取組
<p>1 障がいのある子どもなどへの支援の充実 [子ども総合プラン第4章1] 障がいの早期発見、早期療育を行うとともに、発達障がいや情緒障がいなど障がいのある子どもや家族のニーズを把握し、ライフステージに応じた日常生活上の支援、保育や教育の実施など成長段階に応じた相談・支援により生涯を通じた切れ目のない総合的なサービス提供に努めます。</p> <p>2 ひとり親家庭などへの支援の充実 [子ども総合プラン第4章2] ひとり親家庭等の自立に向け、様々な支援事業情報の提供、相談体制の強化を図るほか、経済的に自立した生活ができるよう技術習得等の就業支援を行います。</p> <p>3 子どもの貧困対策の推進 [子ども総合プラン第4章4] 家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが、能力・可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、学習の支援だけでなく、日常的な生活支援や、仲間との出会いや活動ができる居場所づくりなどにつながる支援などの教育の支援を行います。また、すみれ寮の活用や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談などの生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、保育料軽減対策の継続などの経済的支援を行います。</p> <p>4 様々な環境にある子どもや家庭への支援 [子ども総合プラン第4章5] ひきこもりなど困難を有する子ども・若者の育成支援の充実を図るため、教育、福祉、保健、医療、雇用などさまざまな分野の機関で構成する「青森市子ども・若者支援地域協議会」や青森県が設置した「ひきこもり地域支援センター」などと連携を図るとともに、相談会や講習会の開催など、ひきこもり当事者やその家族への支援と理解を深めるための取組を実施します。</p>

目標とする指標	指標の説明	単位	現状値	R元年度実績値	R2年度実績値	R5年度目標値	達成状況
母子・父子自立支援員による相談件数	母子・父子自立支援員による母子・父子家庭及び寡婦の身上相談件数	件	1,729 (H26年度)	1,646	2,261	2,087	目標値達成

2 令和2年度の取組状況
<p>1 障がいのある子どもなどへの支援の充実 ・乳幼児健康診査受診率：①4か月児 100.5%(R元:99.0%) ②7か月児 98.5%(R元:99.3%) ③1歳6か月児 99.8%(R元:98.8%) ④3歳児 98.9%(R元:97.9%) ・障害児等療育支援事業利用件数：325件(R元:348件) ・育児支援家庭訪問件数：171件(R元:206件) ・児童発達支援・放課後等デイサービス施設数及び利用者数：59箇所、1,040人(R元:47箇所、1,206人)</p> <p>2 ひとり親家庭などへの支援の充実 ・母子・父子自立支援員による相談件数：2,261件(R元:1,646件) ・母子福祉資金貸付件数：64件(R元:61件) 寡婦福祉資金貸付件数：0件(R元:1件)※R2年度は申請なし 父子福祉資金貸付件数：8件(R元:8件)</p> <p>3 子どもの貧困対策の推進 ※別紙「青森市における子どもの貧困に関する指標」参照</p> <p>4 様々な環境にある子どもや家庭への支援 ・子どもの居場所づくり・学習応援事業利用者数：24人(R元：26人) ・性的マイノリティにじいる電話相談件数：267件(R元:365件) ・青森市子ども・若者支援地域協議会における「ひきこもりに関する相談会」の開催回数：3回(R元:3回)</p>

3 課題・今後の方向性
<p>1 障がいのある子どもなどへの支援の充実 乳幼児健康診査・精神発達精密健康診査・保健師の訪問指導等により、障がいの早期発見・早期療育に引き続き努めるほか、障がいのある子どもがいる世帯に対しては、福祉サービスや施設利用について、関係機関と連携しながら寄り添った支援を行います。</p> <p>2 ひとり親家庭などへの支援の充実 ひとり親家庭等の自立に向け、引き続き、相談体制や就業支援の充実を図るとともに、貸付資金制度や医療費助成による経済的支援を行います。</p> <p>3 子どもの貧困対策の推進 子ども総合プランの一部改定（R3年2月）に伴い、当該施策を「青森市子どもの貧困対策推進計画」として位置付けました。 子どもの貧困対策に当たっては、①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援の4項目についての施策を推進することにより、子どもの貧困に関する指標が改善されることを目指します。</p> <p>4 様々な環境にある子どもや家庭への支援 ひきこもりについては、青森市子ども・若者支援地域協議会にひきこもりに関する当事者団体の代表者をオブザーバーとして迎え意見を伺うなど、引き続き行政と支援団体が連携し、ひきこもりの相談・支援に取り組みます。</p>

第5章 子どもの命と安全を守る取組

1 主な取組	
1	<p>権利侵害からの救済 [子ども総合プラン第1章3] 子どもの権利侵害を未然に防止するため、子どもたちの悩みや困っていることなどについて気軽に相談できるよう、「青森市子どもの権利相談センター」の普及啓発を図ります。</p>
2	<p>いじめ・不登校・暴力行為などの予防・解消 [子ども総合プラン第3章2] いじめの早期発見・早期対応に向けた取組や不登校児童生徒の解消に向けた取組、体罰の調査と体罰を受けた児童生徒の心のケア、子どもや保護者に対する相談窓口等の周知を実施するほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びカウンセリングアドバイザーを配置・派遣します。</p>
3	<p>児童虐待防止に向けた支援の充実 [子ども総合プラン第4章3] 児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応のため、各種健康診査時におけるきめ細かな保健指導や健康相談の実施、支援が必要な家庭の訪問を実施します。 また、児童相談所などの関係機関と連携し、子どもの保護・支援や保護者の支援を実施します。</p>
4	<p>犯罪被害から守る活動の促進 [子ども総合プラン第5章1] 小学校における防犯教室及び中学校における薬物乱用防止教室を開催するとともに、指導者の資質向上を図るため、学校の教員を対象とした防犯や応急処置などの研修を実施します。</p>
5	<p>有害情報や非行から守る取組の充実 [子ども総合プラン第5章1] 子どもを有害情報や非行から守るため、インターネット上の有害情報把握のためのネットパトロールや学校及び家庭における情報モラルに関する指導の支援、インターネットのフィルタリング等の普及・啓発に取り組みます。 また、少年指導委員などによる巡回・街頭指導、有害図書などの見回り活動に取り組みます。</p>

2 令和2年度の取組状況	
1	<p>権利侵害からの救済 ・青森市子どもの権利相談センターへの相談者数等 相談者数：41人(R元:74人) 相談件数：延べ306件(R元:延べ473回) 調整活動：44回(R元:17回) ・青森市子どもの権利相談センターの普及啓発活動 各学校に対するリーフレット・チラシ・携帯カードの配付やポスター掲示、広報あおもり・市ホームページへの掲載等。</p>
2	<p>いじめ・不登校・暴力行為などの予防・解消 ・いじめ認知件数 [R元] 小学校:947件 中学校:375件(いじめ認知件数 [H30] 小学校:1,051件 中学校:314件) ・不登校児童生徒数 [R元] 小学校:100人 中学校:207人(不登校児童生徒数 [H30] 小学校:91人 中学校:229人) ・スクールカウンセラー配置校数: 62校/62校 [小学校及び中学校] (R元: 64校/64校 [小学校及び中学校]) ・生徒指導訪問において小・中学校を訪問する指導主事数:延べ127人(R元:延べ235人)</p>
3	<p>児童虐待防止に向けた支援の充実 ・要保護児童対策地域協議会における児童虐待相談件数：83件 [ケース会議40回、実務者会議6回、庁内ネットワーク会議6回] (R元:98件 [ケース会議20回、実務者会議6回、庁内ネットワーク会議6回])</p>
4	<p>犯罪被害から守る活動の促進 ・全中学校での薬物乱用防止教室、教職員を対象にした心肺蘇生法講習会の開催：19校/19校 (R元:19校/19校) ・学校支援協議会による情報共有会議開催回数:1回(R元:1回)</p>
5	<p>有害情報や非行から守る取組の充実 ・ネットパトロールによる情報を学校に提供した件数：52件(R元:101件) ・児童生徒、保護者及び地域住民等を対象にした情報モラル教室の実施校数 62校/62校 [小学校及び中学校] ※R2年度から ・街頭指導回数：22回(R元:168回)</p>

目標とする指標	指標の説明	単位	現状値	R元年度実績値	R2年度実績値	R5年度目標値	達成状況
青森市子どもの権利相談センターへの相談者数	子どもの救済機関である「青森市子どもの権利相談センター」への相談者数	人	105 (H29年度)	74	41	105	39.0%
いじめ解消率	認知したいじめが解消した割合	%	小：96.7 中：96.4 (H26年度)	小：85.6 中：85.9	11月公表	小:100.0 中:100.0	小：85.6% 中：85.9%
不登校から復帰した児童の割合	不登校児童生徒のうち、登校できるようになった児童生徒の割合	%	小：48.0 中：33.8 (H26年度)	小：13.0 中：26.1	11月公表	小:48.0 中:41.1	小：27.1% 中：63.5%

3 課題・今後の方向性	
1	<p>権利侵害からの救済 子どもの権利侵害を未然に防止するため、引き続き、学校を通じたリーフレット・チラシ等の配付や市ホームページへの関連記事の掲載等、様々な手段・機会を活用することにより、「青森市子どもの権利相談センター」の効果的な普及啓発活動に取り組みます。</p>
2	<p>いじめ・不登校・暴力行為などの予防・解消 いじめ問題については、学校全体の組織的な取組とすることや、保護者や学校がいじめ問題について一緒に学ぶ勉強会を開催するよう指導・助言します。 また、いじめの認知に係る標準指針に基づき、各校において管理職やいじめ防止推進教師、生徒指導主任・主事等を中心に積極的かつ適切ないじめ認知を行うよう、研修講座や学校訪問等で指導します。研修講座については、いじめに特化した研修講座を開催するとともに、近年のインターネット上の不適切な書き込み等により、いじめをはじめ不登校やその他問題行動等につながっていることから、教師・保護者との合同勉強会や児童生徒による「いじめの問題に関する対話集会」等を開催します。</p>
3	<p>児童虐待防止に向けた支援の充実 子育て相談や訪問指導等により児童虐待防止に努めるとともに、健康診査未受診児への受診勧奨等を通じた児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。 また、児童相談所等の関係機関と連携し、子どもや保護者への適切な支援に努めます。</p>
4	<p>犯罪被害から守る活動の促進 小学校における防犯教室及び中学校における薬物乱用防止教室を開催するとともに、指導者の資質向上を図るため、学校の教員を対象とした防犯や応急処置等の研修を実施します。また、「子ども110番の家」の確認、地域安全マップの見直しなど、子どもを地域全体で犯罪被害から守る体制の充実に努めます。</p>
5	<p>有害情報や非行から守る取組の充実 子どもたちが利用するスマートフォンや携帯電話、インターネットの使用に関し保護者の意識が高まっていることから、フィルタリング等の未然防止策を中学校の新入生説明会に加え、小学校でも新入学児童の保護者・児童を対象に説明するなど、今後も情報提供や啓発活動等に努めます。また、少年非行の未然防止のため少年指導委員による街頭指導を継続するほか、警察等の関係機関と連携し非行や有害図書等から子どもを守る取組を実施します。</p>